

第1 監査の対象

青少年子ども部（子ども政策課、子育て子育て総合支援館、交通児童遊園、保育課）

第2 監査の期間

平成29年10月19日から平成30年1月26日まで

第3 監査の方法

平成29年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 収入に関する事務

ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 補助金の交付に関する事務

ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。

イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。

ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

(3) 契約の方法及び手続

ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。

イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。

- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- (2) 支出に関する事務
 - ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約に関する事務
 - ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。
- (4) 財産管理等に関する事務
 - ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
 - イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
 - ウ 庶務事務は適正に行われているか。
- (5) 指定管理に関する事務
 - ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
 - イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

青少年子ども部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課等において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、各指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 補助金の交付に関する事務

ア 補助金の交付決定に係る審査等が適切でなかったもの

(ア) 29年度私立幼稚園運営費補助金（幼児教育の向上に関する事業）の交付決定において、補助金額の算定を誤っていた。 (保育課)

(イ) 28年度私立幼稚園協議会運営費補助金の実績報告において、添付されていた収支決算書等を十分に確認することなく、交付決定額を確定していた。

(保育課)

(ウ) 28年度私立幼稚園運営費補助金（幼児教育に関する事業）において、補助対象経費の費目に変更となったが、補助事業等計画変更承認申請書の提出を受け

ていないものがあった。

(保育課)

(2) 財産管理等に関する事務

ア 行政財産目的外使用許可に係る事務が適切でなかったもの

坂下南保育園に設置されている電柱について、特別の事情が確認できないまま、行政財産目的外使用料を無償としていた。

(保育課)

イ 賃金の支給に誤りがあったもの

臨時職員出勤簿の記入誤りにより、賃金のうち時間外勤務手当の一部が未支給となっていた。

(交通児童遊園)